

「確定拠出年金制度について（平成13年8月21日付年発第213号）」
の通知改正案に関する意見

平成25年3月27日
日本証券業協会
投資信託協会

番号	対象箇所	意見の内容
1	<p>第1</p> <p>4. 運用の指図に関する事項</p> <p><u>なお、あらかじめ定められた運用方法を企業型年金規約に規定する場合には、次の取扱いによるものとする。</u></p> <p><u>(1)設定する運用方法として、元本確保型に限らず、例えば、株式や債券など複数の資産の組み合わせによりリスクが分散され、資産分散効果や時間分散効果が得られる運用方法なども、年金のような長期運用においては、安定した運用成果が期待できることから、労使で十分に協議し設定すること。</u></p>	<p>未指図者への対応として分散投資商品の活用を図ることは、確定拠出年金加入者にとって有益な方法の一つであり、評価できる。</p> <p>一方、未指図者のみならず、多くの確定拠出年金加入者にとって、運用商品の選択は負担感を伴うものである。また、各 DC 規約では、これまでライフプランニング的な投資教育はあまり深くなされてこなかったのではないかと推測され、「あらかじめ定められた運用方法」について労使で協議し決定することは、実際には難しいのではないかとと思われる。</p> <p>従って、2013年1月31日付の日本証券業協会・投資信託協会の意見書「確定拠出年金の制度改善提案－加入者の年金運用を支援する商品の導入－」の「3. 加入者の年金運用を支援する『年金運用型商品』の導入の必要性」（別紙参照）で提案したように、加入者全員にとって、商品の選択をサポートする制度の導入が必要であると考えるので、検討をお願いしたい。</p>
2	<p>第2</p> <p>6. 投資助言を利用する場合の留意事項について</p> <p><u>(1)事業主は、投資教育と併せ、加入者等に投資助言を活用できること。</u></p> <p><u>(2)事業主は投資助言を導入するにあたり、以下について留意すること。</u></p> <p><u>①投資助言の導入にあたっては、労使で十分に協議し合意を得ること。</u></p> <p><u>②投資助言は、希望する者にのみ行うことができること。</u></p> <p><u>③加入者が投資助言に基づき運</u></p>	<p>○「投資助言」の定義の明確化</p> <p>「投資助言」の定義を明確にすべきではないか。</p> <p>金融商品取引法（以下「金商法」という。）においては、「投資助言業務」が定義されており（金商法第28条第1項第6項）、その内容は、金商法第2条第8項第11号に掲げる行為を業として行うこととされている。本項目における「投資助言」は、上記金商法に規定されている「投資顧問契約に基づき、助言」する行為であるならば、(3)①において当該業務の担い手について、「金商法第2条第9項に規定する金融商品取引業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示する必要があること。」という規定は不十分かつ誤解や混乱を招く恐れがあると思料する。もし、金商法に規定する「投資助言業務」として行わないのであれば、「投資助言」という表現は、誤解を招く恐れが大きく、「投資アドバイス」等の別の表</p>

番号	対象箇所	意見の内容
	<p><u>用指図を行った場合であつても、自らの意思決定によるものであり、その責任は自己に帰するものであることを説明すること。</u></p> <p><u>④投資助言を行う者に、中立的な助言を行わせるため、助言の内容や効果により投資助言を行う者の報酬が変動しない契約を締結するのが望ましい。</u></p> <p><u>(3)投資助言を行う場合には、以下について留意すること。</u></p> <p><u>①金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する金融商品取引業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示する必要があること。</u></p> <p><u>②確定拠出年金運営管理機関が投資助言を行う場合は、運用関連業務を行う者が投資助言を兼務してはならないこと。</u></p> <p><u>③加入者等が投資教育と投資助言を混同することがないよう、それぞれの目的を加入者等に説明すること。また、投資助言を行うときは、投資教育であると誤解を招くことのないよう投資助言を行う者はその立場を明確にすること。</u></p> <p><u>④希望しない者に投資助言をしてはならないこと。</u></p> <p><u>(4)事業主及び投資助言を行う者は、投資助言に基づき運用指図したにもかかわらず損失が生じた場合にも、それは自らの意思決定によるものであり、その</u></p>	<p>現を用いるべきである。</p> <p>○「投資助言」の具体的内容 今般の改正で、「資産の運用に関する情報提供」の内容に老後のライフプランニングが明記されるなど、事業主は加入者に対する「投資助言」の活用を考えるケースが多くなると想定されるが、「投資助言」の具体的な内容が示されない中では、「投資助言」が有効に活用されないのではないかと。 例えば、確定拠出年金制度における「投資助言」において個別の商品の推奨が許容されるのかといった点である。</p> <p>○「投資助言」提供者の資格要件 「投資助言」の定義・具体的内容に基づき、「投資助言」提供者の資格要件を定める必要があると史料する。 仮に金商法の投資助言業務ではないならば、金商法に定められた行為規制（広告規制、虚偽告知の禁止、断定的判断の提供の禁止、偽計・暴行脅迫の禁止、適合性の原則の遵守、刑事罰のある禁止行為規定）が適用されないことになり、加入者を害する業者が現れる恐れがある。そのため、当該業務の担い手に対しては、禁止行為等の規制や当局による監督、アドバイスをを行う者を証券外務員資格等の保有者に限定するといった措置が必要であり、業務範囲についても、「加入者の投資判断の支援」に限定するなど、何らかのガイドライン等が必要であると考えます。 また、確定拠出年金制度における「投資助言」において、個別の商品の推奨が許容されるのであれば、金商法の用意しているものと同様の規制が行われない状況では、不適切な投資助言が行われる可能性を否定できない。確定拠出年金の商品選択の支援を求めるような加入者は、有価証券投資に関する知識や経験が乏しいものと想定され、そのような加入者に助言をするに際して、助言する業者に対しては、金融商品取引業者に対するものと同様の規制が課せられるべきと考えます。</p> <p>○「投資助言」契約について 「投資助言」の契約締結は、①投資助言者と事業主が包括</p>

番号	対象箇所	意見の内容
	<u>責任は自己に帰するものであることを説明し、理解を得たうえでトラブルが生じることのないよう十分な措置をとること。</u>	<p>的な「投資助言契約」を締結するのか、それとも②投資助言者と加入者が個別の「投資助言契約」を締結することとなるのか。</p> <p>「投資助言」が有効に活用されるためには、契約方法等について明確にすべきであり、契約事務手続きや支払い手法など、加入者に煩雑な事務作業が生じないよう考慮すべきである。</p>
3	<p>第2</p> <p>6. <u>投資助言を利用する場合の留意事項</u></p> <p>(3) <u>投資助言を行う場合には、以下について留意すること。</u></p> <p>② <u>確定拠出年金運営管理機関が投資助言を行う場合は、運用関連業務を行う者が投資助言を兼務してはならないこと。</u></p>	<p>「運用関連業務」を行う者が投資助言を兼務してはならない理由は何か。</p> <p>この規定が運営管理機関と加入者との利益相反を防止することを目的としているのであれば、運営管理機関以外が投資助言を行う場合についても、同様の問題が発生する恐れがある。運営管理機関であるか否かに関わらず投資助言を行う者が、自社商品等を過度に推奨することを防止する規定を設けるべきであると考えている。</p>

以 上